

秀明大学ネットワーク・システム利用上の情報倫理規程

(注：「(社)私立大学情報教育協会」策定のモデルに準拠)

大学は本規程の実施・運用に際して、教育研究機関としての使命、目的に沿って、教育・研究の自由を最大限に尊重し、通信の秘密を守り、個人情報及びプライバシーの権利を保護することを常に意識しなければならない。

§ 1 情報倫理規程の趣旨・目的等

本規程は、本学情報ネットワーク・システムの円滑な利用を促進し、本学の教育・研究の充実を図ることを目的として、ネットワーク・システム利用における情報倫理の基準を定め、利用者が良識的行動規範を持って臨めるようにするとともに、基準違反行為に対する措置並びに罰則及びその適用手続を明らかにすることを目的とするものである。

対象者は、本学の学生(研究生、聴講生等を含む)で本学情報ネットワーク・システムの利用が本学の敷地内でなされたときとを問わず適用される(寮も含む)。

なお、学外者(卒業生も含む)については、たとえば、本規程の遵守を旨とする同意を得るなどして、実施に疎漏がないようにしなければならない。

また、本学ネットワーク・システムの運用の全部または一部について外部のプロバイダを利用し、あるいは外部プロバイダに業務委託する場合には、プロバイダと利用者との間の利用契約約款の中に本規程の趣旨が含まれるようにするものとする。

§ 2 用語の定義

本規程において使用する用語は、次の通り理解するものとする。

- (1) ここで言う「情報倫理」とは、本学情報ネットワーク・システム及びインターネットを含む情報ネットワーク・システム利用上の行為基準であって、その遵守が利用者の健全な社会規範意識によるもの並びに法令または本学学則によってその遵守が義務づけられているものを意味する。
- (2) 「ネチケット」とは、一般にネットワーク上で各個人が最低限守るべきルールとして理解されているものを意味する。
- (3) 「法律上の義務」とは、日本国の法律、規則、政令、または条例によって規定された義務並びに本規定の適用対象者に対して適用のある契約上の義務(約款による場合を含む)及び慣習法上のすべての義務を意味する。
- (4) 「罰則」は、本学学則に基づく除籍処分、停学処分、注意処分その他の処分など、本規程に定める措置を含む。
- (5) 「措置」とは、措置及び仮の措置を意味する。
- (6) 「違反行為」とは、情報倫理に反する行為を意味する。
- (7) 「アクセス時間」とは、利用者が本学情報ネットワーク・システムを利用することのできる時間を意味する。
- (8) 「ネットワーク・サービス」とは、プログラムの使用、データの入力、挿入、削除、出力その他の使用、電子メール・システムの使用、ハードディスクの使用、通信設備の使用、プリンタ等の出力を含め本学情報ネットワーク・システムに含まれる資源の全て、あるいは、利用者の段階に応じた一部の提供を意味する。

§ 3 システム利用上の遵守事項

- (1) 利用者は、本学の建学精神に則り、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいて、同システムを利用しなければならない。
- (2) 本学情報ネットワーク・システム(以下「システム」と言う)を利用するためには、利用資格及びアカウントを取得しなければならない。
- (3) システムの利用に際しては、秀明IT教育センター(以下「SITEC」と言う)の指示に従わなければならない。

- (4) システムの利用は、本学が定めるアクセス時間内に限られる。SITECは、停電、システムの保守・点検、システムの更新作業の実施、事務等に伴うシステムの閉鎖その他の合理的な理由があるときを除き、原則として、利用者が必要とするアクセス時間を付与し、通常のネットワーク・サービスを提供しなければならない。
- (5) 本学の情報機器又は個人が所有する情報機器をシステムに接続する場合は、大学側の指示を遵守しなければならない。
- (6) 技術上のトラブル、利用上のトラブル、その他何らかのトラブルを発見した利用者は、そのトラブルの発生原因が利用者にあると否とを問わず、担当教員またはSITECに対し、直ちにその事実を申告しなければならない。
- (7) ユーザー資格が消失したときは、当該利用者は、システム内のすべての個人ファイルの削除、メーリングリストからの退会を含め原状回復の義務を負う。

§ 4 ネチケット(最低限守るべきルール)

- (1) 利用者は、利用資格を取得した後はすべての利用行為に関して全責任を負う。
- (2) 虚偽又は二重の利用資格を申請してはならない。
- (3) 他の利用者との利用資格を共有してはならない。但し、特に必要があってグループIDの申請するときは、別に定めるところに従う。
- (4) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除し、複製し、改変してはならない。
- (5) システムのリソース(計算時間、ハードディスク使用量、通信時間)を大量に消費し続けることにより、他の利用者の利用を妨害してはならない。
- (6) 設備またはサービスを営利目的に使用してはならない。
- (7) コンピュータ・システムを毀損し、混乱させ、性能を変更し、故障の原因となるような行為をしてはならない。
- (8) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照をするときは、著作権法の規定及び公正な慣行に従わなければならない。
- (9) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- (10) 電子メールを偽造し、または、その偽造を試みてはならない。
- (11) 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除、複製、変造または公開してはならない。
- (12) いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな情報を内容とする電子メールを発信してはならない。
- (13) 求められてはいないメール、営利を目的とするメッセージ等、迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (14) Webページ等を悪用して社会通念に反する情報を流してはならない。
- (15) リモートシステムへの権限外のアクセスを試みるために本学のシステムを利用してはならない。
- (16) 本学のシステムを使用して不正な利用をしてはならない。
- (17) システムおよびユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。
- (18) システム・ファイルを複製、削除、改変してはならない。
- (19) 第三者のソフトウェアなど著作権の対象となっているものを、許可を得ずに複製してはならない。
- (20) ネットワーク・システム、プログラムまたはデータを破壊または改変してはならない。
- (21) 正規の手続によらずに、より高いレベルの利用資格を入手しようと試みてはならない。
- (22) コンピュータ・ウイルス等、システムの混乱の原因となる有害プログラムまたはデータを本学情報ネットワーク・システム内に持ち込んではならない。
- (23) 機密であることが分かっているファイルにアクセスしてはならない。アクセス後に当該ファイルが機密であることが分かったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。
- (24) 本学が関係するネットワークにおいては、金銭やクレジットカード番号のやり取りを禁止する。
- (25) 本学が関係するネットワークにおいては、電子ショッピングを禁止する。

- (26) 本学が関係するネットワークにおいては、他ユーザーの固有情報（ユーザーID、パスワード、メールアドレス、氏名等）をみだりに公開することを禁止する。
- (27) 本学が関係するネットワークにおいては、有害情報（ポルノ、暴力等の公序良俗に反する情報）の閲覧、作成、配布を禁止する。
- (28) WinMX、Winny等のファイル共有ソフトの使用は違法行為を引き起こす可能性が大きいので、本学での使用を禁止する。

§ 5 法律上の義務

ネットワーク・システムの利用に関連する法令は次の通りである。なお、これらに違反する行為は、いずれも犯罪行為であり、処罰される行為である。システムの利用者は、これらの義務を遵守すべきであるのはもちろんのこと、同システムの利用に際して、法令に触れる行為をしてはならない。

- (1) コンピュータで使用するファイルを不正に作成してはならない（刑法161条の2）
- (2) コンピュータを破壊したり不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない（刑法234条の2）
- (3) コンピュータに不正の指令を与えるなどしてコンピュータを誤作動させ、不正の利益を得てはならない（刑法246条の2）
- (4) コンピュータで使用するファイルを破壊してはならない（刑法258条、259条）
- (5) 他人の特許権を侵害してはならない（特許法196条）
- (6) 特許がないのに特許とまぎらわしい表示をしてはならない（特許法198条）
- (7) 他人の商標権を侵害してはならない（商標法78条）
- (8) 登録商標でないのにこれと紛らわしい商標を使用してはならない（商標法80条）
- (9) 他人の著作権、著作者人格権、出版権、著作隣接権を侵害してはならない（著作権法119条）
- (10) 著作者でない者の実名または周知の変名を著作者であるとして表示し著作物を頒布してはならない（著作権法121条）
- (11) 商業用レコードを複製し、その複製物を頒布してはならない（著作権法121条の2）
- (12) 他人の商品と誤認するような商品表示をしたり、国際機関の標章と誤認させるような標章を使用して不正競争をしてはならない（不正競争防止法13条）
- (13) 総務大臣の許可を得ないで第一種電気通信事業を営んではならない（電気通信事業法100条）
- (14) みだりに電気通信事業者の設備を操作してネットワーク・サービスの提供を妨害してはならない（電気通信事業法102条）
- (15) 電気通信事業者が取扱中の通信の秘密を侵してはならない（電気通信事業法104条）
- (16) 他人の名誉を毀損してはならない（刑法230条）
- (17) 公然と他人を侮辱してはならない（刑法231条）
- (18) 他人の生命、身体、自由、名誉または財産に対して危害を加える旨を告知して脅迫してはならない（刑法222条）
- (19) 虚偽の風説を流布するなどして、他人の信用を毀損し、または、他人の業務を妨害してはならない（刑法233条）
- (20) 他人の物を盗んではならない（刑法235条）
- (21) 他人を欺いて物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない（刑法246条）
- (22) 未成年者の知慮浅薄または他人の心身耗弱を利用して物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない（刑法248条）
- (23) 他人を恐喝して物を交付させてはならない（刑法249条）
- (24) 自分が占有する他人の物を横領してはならない（刑法252条）
- (25) 賭博をしてはならない（刑法185条）
- (26) 富くじを発売してはならない（刑法187条）

- (27) わいせつな文書、図画その他の物を頒布したり、公然と陳列してはならない（刑法175条）
- (28) 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させてはならない（刑法182条）

§ 6 違反行為に対する措置

SITECは、本規程の違反行為をした者（アカウントを盗まれた場合の盗まれた者を含む）に対し、利用資格の取消ないしその他の教育的措置をとることができる。ただし、利用資格の停止、利用資格の変更については、SITECは、いつでも解除することができる。また、本規程の§7に定める教授会からの解除決定の通知を受けたときには直ちに解除しなければならない。なお、利用資格取消の措置を解除した時は、新規アカウントを付与するか、取り消したアカウントを復活して利用を再開することとする。

アカウント取消中または停止中の電子メールの消滅、不到達、ファイル等の削除等が発生しても、本学は、その責任を一切負わない。

これらの措置に対する不服申立て等を審理するため、SITEC内に審査委員会を設置する。

SITECは違反行為に対して次の措置を行うことができる。

- (1) 利用資格の取消
- (2) 利用資格の停止（一年を超えない期間内に限る）
- (3) 利用資格の変更
- (4) 違反行為に使用され、または、違反行為の結果として生じたファイル、データ、プログラム等の削除
- (5) 違反行為に使用され、また違反行為の結果として生じたファイル、データ、プログラム等への一般的もしくは個別的なアクセス制限
- (6) アカウントの停止・変更
- (7) その他の教育的措置

§ 7 違反行為に対する措置の適用手続

- (1) SITECが措置を講じようとするときは、違反行為の疑いのある利用者から事前に事情を聴取しなければならない。ただし、緊急を要し、事前に聴取することができない場合には、この限りでない。
- (2) また、違反行為に対する措置を講じたときは、学生課に対し、その措置を講じたこと及びその内容を通知しなければならない。
- (3) 学生課がSITECからの通知を受けたときは、当該学生所属の学部に対し、措置が講じられたこと及びその内容を通知しなければならない。
- (4) 通知を受けた学部の教授会は、当該学生に対する本学学則に基づく処分の要否、または、既に講じられた措置の解除の要否を決定しなければならない。
- (5) 教授会が措置の解除を決定したときは、SITECに対し、措置解除決定及びその内容を通知しなければならない。

§ 8 本規程は、2010年4月1日から施行する。

平成10年6月 7日施行
 平成16年3月17日改定施行
 平成17年4月 1日改定施行
 平成18年3月 8日改定施行
 平成22年4月 1日改訂施行